

「住民の意見を聴く会」発言者募集の際に いただいた意見

本資料は、「住民の意見を聴く会」の発言者募集(平成 16 年 11 月 17 日～24 日)の際にいただいた意見をまとめたものです。掲載は受領順となっています。

平成 16 年 12 月 5 日

淀川水系流域委員会

目 次

(受領順・敬称略)

畠中 尚	1
大賀 須賀子	1
辻森 孝重	2
浅野 隆彦	2
渡辺 勇三	2
三國 昌弘	3
佐川 克弘	3
河野 武平	4
鎌田 忠則	5
酒井 研一	5
森本 博	6
猪上 泰	6
西村 雅雄	7
鳥塚 五十三	7
藤榎 有朋	8
西山 甲平	9
高田 直俊	9
増田 京子	10
田井中 一男	10
吉田 忠史	11
永末 博幸	11
酒井 隆	12
東野 更正	12
近藤 ゆり子	13
薮田 秀雄	17
河合 亮二	18
千代延 明憲	18
佐治 行雄	19
金屋敷 忠儀	19
鈴木 秀利	20
浜田 不二子	20
坂森 嘉夫	21
山田 明	22
河田 耕作	22
岡 秀郎	23
松橋 和夫	23
井上哲也	24

1 畑中 尚氏（三重県伊賀市）

①ダム建設の基本的な考えは、「効果」と反面自然環境及び社会環境に重大な影響を及ぼしてきた。

治水面も機能と効果を評価しながら、ダムの集水域以外の残流域からの洪水に対してはまったく効果がないとの指摘。

利水面も水需要そのものが漸減傾向にある等々の基本的な考えは万人が共有できる認識です。ダム一般論は、すべての人は賛同できます。

②そこで大事なことは慎重な調査・検討が必要なのは、事業中のダムです。

流域住民は、わかりやすく各々のダムについて検討された結果を待ちのぞんでいます。川上ダムの利水面についてのべたいと思います。

建設目的の中に利水として三重県伊賀用水、奈良県営水道、西宮市水道の利水がありました。水利権の確保です。この精査が急がれます。

三重県は下方修正（40%削減）したデーターを公表しました。

奈良県は利水からの撤退表明はしましたが、データーを公表していません。

西宮市は精査、検討中といわれていますが、データーを公表していません。

川上ダムに係る水利権確保を要望された各自治体は今日の時点で将来予測をふまえデーターを提出されて議論されることを期待するものです。

2 大賀 須賀子氏（三重県伊賀市）

ダムはいりません

難しい数字やデーターは私には何も解りません。唯思うのです。山を削り谷を埋め沢山の生物の生命を奪ってダムを作ったとて得をするのは人間だけです。人間の利益ばかりを追い求めて来た結果地球はずたずたに傷つきました。もう少し質素な生活に戻りましょう。自然に優しく接すれば自然も両々牙をむく事はないでしょう。

緑と水は伊賀の誇りです。山にコンクリートはもう沢山です。ダム建設の費用を堤防や河床の補修、森林の育生にあてる等あるがままの自然の中で知恵を搾りましょう。

今私達が歯止めをかけなければ後世に大きな負を残します。私たちが子孫に残せるのは近代的な文明よりもその土台となる自然との共生の心です。青山にダムは断じていりません。

3 辻森 孝重 氏（三重県伊賀市）

ダム WG 報告（案）に対する意見

川上ダムを初めとする木津川上流を考える対話集会に参加していろいろな意見交換を行いました。今回の報告案に対して意見を述べたい。

まず治水、利水の観点からダムが必要としても建設を回避するとのことで、環境保全回復のためと記述しているが余りにも環境に特化した判断に疑念をもつ、合わせてダム機能を極小化し洪水に対して効果がない、治水効果が限定的であると述べているこの事はネットの岩倉峡の開削を封じ流域住民の洪水、浸水被害の不安、恐怖感を募らせるのみで安心安全否定するものである。一方床上浸水のような破壊的被害を回避すると述べています。その根拠の既往最大洪水、実績降雨数値にあってもどう考えられている疑問があります。今日予想も出来ない降雨被害の地域も多く、伊賀地域の山林耕地の荒廃も著しく降雨時の流出水量、時間も異常であり既往最大雨量を採用したとしても不安課題がある。上流域の今までの事業進捗を踏まえられると共に上流域の意見も考慮されたい。

4 浅野 隆彦氏（奈良県添上郡月ヶ瀬村）

川上ダム建設計画の総合評価

- ◎ 環境問題=オオサンショウウオ、オオタカなど希少重要30数種を含む豊かな「生物宝庫」をマチガイなく大破壊する。
- ◎ 地質問題=活断層を含む前深瀬川大断層帯の存在が明らかになってきた。又、初生的 地滑りが多発する懸念、桐ヶ丘大住宅地へのダム津波、浸水の危険が心配される。
- ◎ 治水問題=岩倉峡疎通量は、 $4,300 \text{ m}^3 / \text{s}$ 以上あり、上野遊水地のピークカットと合せ、 単純引伸しバーチャル超大洪水（島ヶ原ピークカット $5,887 \text{ m}^3 / \text{s}$? !）に於いても、全 く氾濫が起らない。ダム地点は遠く $1/10$ の週水域に過ぎず、広域の洪水防止に無能。
- ◎ 利水問題=奈良県撤退。西宮市は撤退の道を探っている。伊賀市は自己水源取水量が 余り、将来需要推計も過大見積り。水価がベラボウに跳ね上がる見通しで断念は必至。
- ◎ 要するに、何一つ良い所がない。税金の無駄使いになる公共事業は廃止しなければな らない。

5 渡辺 勇三氏（奈良県宇陀郡榛原町）

河川流域の一体的研究を

大阪万博（昭和45年）以降、高度成長の波に乗り治水・利水の多目的ダムが多数整備されたが今や水需要は漸減し新規ダムは不要との「ダムWG報告」（案）の趣旨は同感です。

水没する建設地の買収交渉の歪み、ダム直近の自治体が水権利を持たない、建設地の不適正さ等問題を孕む「ダム」は時代遅れと言われて久しいものがあります。

ダムについての環境、治水、住民参加等の指針を示しているが、飛鳥、藤原京、平城京、の古代首都と共に幹線的な「道」が整備されたのと同様、淀川や大和川も舟運で人や物資が行き交う重要な交通路だったことは見落とせません。

先人の足跡を今に伝える河川を活かし、歴史文化に根ざした「ダム」が本来の姿。河川の上・中・下流の《関係者》が「川」という共通項で、前向き、建設的に連携して、広域ブロック圏や市町村合併論にもつながるような、総合かつ複合的な研究を進めるべきだと思います。

6 三國 昌弘氏（滋賀県伊香郡余呉町）

ダムWG報告（案）に対する意見

ダムが自然環境および社会環境に重大な影響をもたらすとしているが、丹生ダムの場合、用地はすでに買収済みで平成7年に家屋等の移転も完了し、社会的環境は消滅している。自然環境についても現在の状況は、過去に生活していた痕跡すら認められないほどに荒廃している。過去に薪炭業を生活の糧とて雑木の伐採、多くのブナ林も伐採してしまったいま、人の手を入れなければますます荒廃することは必定である。我々丹生谷に住む者は、美しいダム湖を中心に新しい自然の構築を熱望している。報告案では、床上浸水のような壊滅的被害は回避するとあり、床下浸水や田畠への浸水は容認することのようであるが、奥飛騨における台風23号被害のように堤防を越流するのは水だけではなく、土砂が多く田畠は壊滅的である。堤防を補強するには、莫大な費用と多くの時間が必要で30年かかるてもできないと思われる机上の空論である。最近の集中豪雨が明日来るとも限らない。

7 佐川 克彦氏（京都府京都市）

ダムWG報告（案）041116版に対する意見

最近の新聞報道によれば京都府の山田啓二知事は16日の府議会決算特別委員会で、淀川水系で新たに取得する水権利を $0.3\text{ m}^3/\text{s}$ 減らす方針を明らかにしました。この量は京都府が目指していた丹生、大戸川の2ダムの水利権に相当します。

既に大阪府、阪神水道、奈良県、西宮市、箕面市、大津市は建設中の5ダムの利水撤退の意向であることは明らかなので、残るのは京都府→天ヶ瀬ダム再開発（ $0.6\text{ m}^3/\text{s}$ ）三重県→川上ダム（下方修正後 $0.3328\text{ m}^3/\text{s}$ ）の二つとなりました。なお11.18付日経

新聞は大津市→大戸川（0. 116 m³ /s）も残っていると報じていますが、これは誤りです。（第35回委員会参考資料1 519-2参照）

（1）利水面から新規ダムを考える

ここで報告（案）の「一部の例外を除いて利水面からの新規ダムの建設は不要」を取り上げたいと思います。私は「一切例外なしに利水面からの新規ダムは不要と考えます。言い換えれば治水面からダムが必要と判断されるならいざしらず、ダムの是非の判断に利水面は一切配慮しないでいただきたいのです。理由は次の通りです。

◎京都府

天ヶ瀬ダム再開発を中止しても例えば大阪市の水利権を譲渡して貰うことが可能で、河川管理者もこのことを認めています。（第30回委員会参考資料1 449-1、及び第33回委員会参考資料1 497参照）

◎三重県

川上ダムを中止しても長良川から利水が可能です。このことは三重県公共事業再評価委員会でも指摘されていると言われています。（第35回委員会参考資料1 525参照）

（2）環境面から新規ダムを考える

報告（案）で「たとえ治水あるいは利水の観点から必要とされても、予防原則に則りダム建設を極力回避するようにしなければならない。」とされたことに敬意を持って質問いたします。

その上霧囲気的に“GO！”となっている天ヶ瀬ダム再開発による河道掘削が環境に与えるインパクトの懸念を指摘したいと思います。

◎ナカセコカワニナ

かねて河川管理者からもナカセコカワニナの保全に留意することが表明されています。それにもかかわらず宇治川を掘削することによってナカセコカワニナが保全できるかどうか不安であることは既に西野委員から指摘されています。

◎ツマグロキキョウ

第8回ダムWG資料1-1によれば天ヶ瀬ダム周辺で確認された昆虫類の中にツマグロキキョウが挙げられています。この蝶は「京都府レッドデータブック」準絶滅危惧種に指定されており、食草はカワラケツメイです。かつてはメダカ同様どこにでもいた蝶だったのですが河川改修のため食草が失われたのです。水位低下が心配です。

8 河野 武平氏（京都府京都市）

淀川流域の水質は平成5年から見ると随分改善されている。

水質改善には、流域住民の改善への取り組みとバブル経済崩壊後の環境汚染物排除企業の減少が挙げられる。

水質改善は、水資源利用地域の住民の健康に直接結びついており、流域住民のガン死亡

比率の傾向が人口動態調査のデータから読みとることができる。

ダムの役割は、治水、利水が主な目的であるが、利水の目的は薄れつつあり、ダム建設による環境への負荷は、下流域の平均的な水量の低下と流速の低下による水質の悪化が慢性的になる淀川流域の水質の改善は進んでいるが、流域に生息する生態系の復元に至るほどには改善されていない。

水は生命のエネルギーであり、全ての生命体への共生の根源とする理念を欠いて、一時的な経済効果が優先すると、その結果は、人体の健康に正確に現れることを示している。

9 鎌田 忠則氏（滋賀県大津市）

淀川水系の建設中のダムに係る意見の要旨

「治水」ダム建設が治水上の安全度を向上させるが、ダムだけで河川の治水上の課題を全て解決できない。流域でダム以外の治水対策を含めて治水目的にたいして、緊急性を最も重視して必要かつ有効な方法を総合的に実施すべきだと考える。

「利水」水は自然の循環する貴重な「資源」で、ダムはこの資源を極めて効率よく一時に繰り返し貯める装置で、これに勝る代替案はない。この21世紀の人類にとって水争いの危機が顕在化するとまで云われており、水資源確保の弛まぬ努力が、次世代を危機から救うと考える。

「環境保全」河川環境は、河川法の改正でいま取組が始まったばかり。ダムWGの環境論議がそのことを如実に物語っている。実施可能で必要な調査と研究、知見を踏まえ、社会的評価を見定めて、その実施・回避は政策的に判断されるべきものと考える。

10 酒井 研一氏（滋賀県伊香郡高月町）

「丹生ダム本体工事の早期着工・早期完成を」

我々は、丹生ダムの早期着工・早期完成を求め、地域における住民大会の開催と、ダム建設要望の署名簿の取りまとめなど幾多の要請行動を行ってきた。

今日ダム建設については、とかく不要論が先行する傾向にあるが、本年京都、兵庫をはじめ各府県で発生した台風通過の際の大嵐により、関係各河川の堤防決壊が発生、貴重な人命が失われるとともに、多くの家屋が流失した。この状況をテレビ、新聞等で見る毎に、「高時川の堤防決壊が起きていたなら、又、高時川上流の降雨量がもっと多量であったなら」と思う時、幸いにも今回被害がなかった事で安堵するよりも、同様の被害を想定した場合の不安と恐怖を覚えるのである。今回被害がなかったからと言って、次回の台風の際における堤防の安全が確約したものではない。水に対する不安と恐怖の生活から脱却、この事が何故果たされないのである。安全で安心出来る暮らしの実現をさておき、何故環境の保

護が優先されるのか。

丹生ダム建設反対論を唱える人は、何故我々の主張を理解出来ないのか。それは、高時川における災害とは無縁のところで暮らしているためであろう。「貴重な人命と家屋、財産の流出」それ以上の自然保護、環境保全など有り得ない。流域住民の安全で安心な暮らしの実現を果たすため、我々は長きにわたり丹生ダム建設を訴えてきているわけである。環境保護を訴える者は、ダムに代わる対策を明示すべきであるし、その対策の実現性を明確にすべきである。それをせずして、軽々とダム反対を唱えるべきではない。高時川の堤防決壊により被害を受けるのは、我々地域住民である。

11 森本 博氏（三重県伊賀市）

ダムを造って約40年を経て、ダム環境に対する欠点がやたらと指摘されるようになつてきました。曰く「変な藻が出てきた」「石がぬるぬるになってきた」「魚が減って、アユの薫がなくなった」「ヘドロが流れ出て来る」等々。私はそのダムの主態調査に呼び出されて大忙しですが、地元の人はダムを造るときの説明に、環境の変化についての説明は何もなかったといっています。日本でダムを造り始めた頃は、生態学者もどんな影響が出るかよくわかりませんでした。今それが少しあわかつてきました。特に生物に関する研究は結論を出すのに年月がかかります。負の面が見つかれば、それをもとへ戻すのに長い年月がかかります。或は戻らないかも。

したがって此の期に及んでは、ダムは造らないことです。

私の地元である、川上ダムについて、オオタカ、サンショウウオ、一般の魚類等について生物相や生活史の面から意見述べます。

12 猪上 泰氏（三重県伊賀市）

私は、伊賀地域の旧青山町で育ち、長年にわたり町の行政に携わって参りました。

木津川の上流部には岩倉峡という狭窄部があり、その直上流の上野地区では、昔から大雨のたびに氾濫し甚大な被害をもたらすとともに、住民の生命と暮らしを脅かしてきました。

また、伊賀地域では、いまだ2割の住民が、井戸の枯渇を心配しながら生活する水道未供給地域や水源が不安定な簡易水道地域に住んでいます。

これらへの抜本的対策として、川上ダムの早期完成が求められています。

川上ダムの計画に伴い、住み慣れた家屋を手放し、移転を余儀なくされた38世帯の皆さんには、昨年12月までに移転を終えられ、新たな地で生活を始められています。彼らの苦渋の選択が報われるためにも、1日も早い川上ダムの完成を願わざにいられません。

淀川水系の上流域で生活する私たちの長年の苦労をご理解いただければ幸いです。

13 西村 雅雄氏（兵庫県神戸市）

大戸川ダムは不要か？

大戸川ダムは宇治川を守るために治水上絶対に必要なダムである。

宇治川は一見天ヶ瀬ダムもあり十分守られているやに見える。確かに一応既往最大洪水の28年13号台風を対象に計画され治水容量2000万m³を有する大きなダムではあるが、その対象とした洪水流量は1360m³/sとビワコ残流域352km²を有する宇治川（天ヶ瀬ダム）にとってその比流量たるや4弱と流域相当時間丙量たった14mm/h弱でしかなく流出量を70%としても20mm/hでしかない。昨今は観測情報網が完備され、数年前の名古屋の例を見るまでもなく100mm/hを上回る降雨もめずらしくなく、まして50~60mm/hの雨はいつ・どでの降っても決して不思議でも何でもない。

従って20~30mm/hの降雨が3時間も続ければ宇治川は大氾濫を起こし、巨椋地は昔の姿に戻ると考えるべきであろう。

昔と異なるのはあの地域に近鉄や24号国道の沿線を中心に大量の街が出来、それが淀川本川のバックや琵琶湖の後期放流がおさまるまで長時間水の下におかれることは自明で、7月の足羽川、23号の円山川、由良川その他多くの例がその危険の大きさを物語っていると云える。それでも大戸川ダムは不要だと誰が云うのだろうか。

足羽川の改修レベル 1300m³/s (350km²) 3. 7

円山川の改修レベル 5400m³/s (1300km²) 4. 15

14 鳥塚 五十三氏（滋賀県東浅井郡びわ町）

ダムWG案について

「今日とも知れず明日とも知れず」と言うくらいびわ湖漁業の衰退を悲観しなければならない昨今の情勢の中にあって、H13年3月より新河川法に組み入れられた環境保全を、どのような方向と位置づけでもって行かれるのか、今まで自分なりに見て来た所であります。

○案の中で自然環境の保全・回復と述べてあるが、びわ湖と姉川の現状を見る限りでは、これ以上悪くなったらどうするのか、保全を言われているが、現時点で保全すべきは何なのか、又、悪化した物、失われた物はどのように回復するのかの具体案が何も見えて来ない。

○治水或いは利水の観点とある中で、今年度のように新潟・福井・兵庫・三重のような局地的な豪雨が水系の大半の地域で発生した時、ダム不要論・必要論の話だけで済まされるのか。既往最大降水云々とは別の視点によるような、異状気象の中で起る不測の事態はない

か。

○集水域以外の残流域…姉川水系だけでも大きく分けて4支流になる。(姉川本流・草野川・杉野川・高時川本流)この大半の地域で豪雨があった場合、姉川筋は岐阜県寄り、高時川筋は福井県寄りで降雨時に時間差があり、図らずも過去の水害より免れた面が多々あると思われる。

○降雨は梅雨期と台風期に集中…委員会がそう決めているだけであって、近年なり今年の台風上陸等を見ていると、初夏～12月まで台風上陸があるほど気象変動があちこちで起っている。ここ近年昔とは異なる気象状況の中にあって、毎年起る一定の事だけで決めつける事が当然なのか。(他に例に持ち出すものはないのか。)

○池の文化…びわ湖を巨大な池と見て、環境保全・回復を考えるのか。

びわ湖を淀川水系として位置付けした中で、びわ湖総合開発より利水を中心として開発されてきたと思うが、現在のびわ湖の状況で特筆すべきは、ヘドロの堆積・水草繁茂・農業排水による渇水・農薬や肥料の流入・外来魚・カワウ等による水環境悪化である。自然環境で回復しなければならないものを水系全体より集めて、その具体策を提案して実行し、回復後に保全であると思われる。姉川水系の小さな部分である鮎資源に言及するならば、平成15・16年の産卵流下量を見る時、H15年は姉川湖東ダムの流量確保でびわ湖全体の30%。本年は数ヶ月に及ぶ小雨現象があり水需要の漸減傾向にあるとする中で、小雨渇水期が中期間に及びびわ湖の水位が1.5m～2m下がるような時、瀬田川洗堰の40t/sを減らしても水は足りるのか。ダムでいう補給水は必要ないのか、環境保全・回復はなせるのか。わずか半世紀で地球地下深く眠る石油に代表される資源をふんだんに使い、地球上の人間は増加するばかりの中で、保全も回復も人が創作して行かねばならないのではないか。治水利水を成し得た上で、その時々に障害となる環境をどうして行くかも人間の手法と意識改革より生まれるものと考える。

15 藤榎 有明氏（三重県伊賀市）

ダムWG報告（ダムWG作業部会発行）項「ダムの主たる目的とその効果について精査する」について

ダムの主たる目的は、岩倉峡を開削とし、峡下流域住民の命を守るところにあります。加えて、以上を果たすため峡直上流洪水は遊水地として、洪水の一部を貯留しますが、これも主目的は、下流にあります。あえて申し上げます。伊賀の望みは、溢れる流下水を速やかに下流へと流れ下る措置。それは今も昔も変わりなく、ひたすらに安住の地であることを願うのですが、答えは遊水地。過去最大洪水では、圍堤を越え民家直撃です。峡の上流を一命とすれば、下流に万余の命あるを承知のうえ、防災上不十分な遊水地で終わるならば、不平等であり差別の意識も生じます。願わくは、委員会答申直前の皆様に、伏し

てお願い申し上げます。計画ダムは小さいが、救う命は万余やも知れず国家百年の一計として淀川上下流各河共々に安住の地でありますように、そして共栄できますように、さらなるご高配を切望する次第です。

16 西山 甲平氏（三重県伊賀市）

ダムWG報告（案）に対する意見

1 昭和42年上野遊水地計画がされた際、地区住民が反対していたが、同昭和46年に岩倉峡を開削しない代わりに、上野遊水地+河道掘削+川上ダムとされたため遊水地設定に同意したものであります。それが今になって、川上ダムを作らないと言われても納得できません。

2 ダムに代わる治水対策（代替案）について

- (1) 上野遊水地掘削案は、水田が湿田化され農作業が非常に困難になる。
- (2) 新遊水地案は、新たに遊水地を作るため地権者に同意を得ることは不可能。
- (3) 水田活用案は、水田面積の減少、平時の畦草管理など大変である。

その他「ため池活用案」「放水路案」いずれも、現実問題として地権者の同意を得ることは不可能である。

3 福井のような災害がいつ起きるか分かりません。川上ダムは早期に着工完成を是非ともお願いします。

17 高田 直俊 氏

12月5日の住民の意見を聞く会

計画中の4つのダムは、主として利水から計画された多目的ダムで、大口利水者が利水撤退を表明していることが実態で、その目的を失っている。治水に対するダムの効用は十分存在しうるが、きわめて高額なダム建設費は堤防強化に振り向けるべきである。新潟で実証されたように、脆弱な堤防をそのままにしてダムを造っても治水にはならない。もともとダムだけで治水を満たすことは不可能で、河道改修が必要であり、ダムの建設費と比較して河道改修は財政的にもはるかに効率がよい。4つのダム流域とも、幸い河道改修区間はそれほど長くない。さらに、ダム建設費が当初計画よりも遙かに高額になることは、実例に事欠かない。深刻な財政難の現実のもと、費用対効果を考えると、ダムは無駄使いと言いかれる。また、超過確率洪水に対する備えに、福井・新潟・豊岡の水害の教訓を生かし、（高堤防ではなく）破堤しない堤防への強化を早期に図るべきである。

18 増田 京子 氏（大阪府箕面市）

これまでのダムに対する考え方が大きく変わってきたことを示す案だと評価しますが、具体的にどのような結果になるのかこれでは見えてきません。「ダムが環境面に影響を大きく与える場合は予防原則に則り建設は回避すること」も評価できますが、その環境をどう捉えるかという検討が充分されたのかは疑問です。また利水について箕面市は具体的に府営水への変更を表明していますが特定多目的ダム法の基本計画の変更がなされないため、市としても宙に浮いた状況です。阪神水道企業団もしかりです。その報告がなぜ今だ河川管理者から出されないのでしょう。治水については下流域の精査が不充分で、狭窄部対策の為の一庫ダム利水を余野川ダムに振り替える案には納得がいきません。そして、余野川ダムは「水と緑の健康都市」と一体となった事業と推進されてきましたがまちづくりの為にダムがあるわけではありません。以上の件も含めて今後の検討結果を期待します。

19 田井中 氏（滋賀県神崎郡能登川町）

ダム建設による自然環境と水の循環機能破壊の実体

水の循環機能を利水ダム建設により人工的に破壊させて来た事實を、びわ湖の漁場環境がすべて明白としています。環境回復は四季を通して水の循環機能を回復させる事が条件であります。水の浄化作用は、自然の法則を元により、安全、安心な河川整備が図られる必要があります。

1. (住民の意識)

永源寺ダムは農業利水として建設されたが、地域住民は治水ダムとして理解している。当然、大洪水の調節機能があるものとして、この20数年間安心し、信じられてきました。平成2年、今地先、新田地先の堤防決壊により、初めて利水ダムと知られ、住民不在の建設がなされていた事實、漁業者においても愛知川河川の水流が閉ざされる、水利権の補償問題で交渉の経緯もありません。

2. (水流、伏流水、地下水)

愛知川の水流の農業利水に伴い、四季を通して汚れ、自然の生態系、水産資源は破壊され、ダム建設以降、昭和47年（1972）湖東平野の小河川は水の循環機能を失い、大地の浄化機能も果たさない環境となり、現在は廃棄物処理場となり、汚泥の堆積、ヘドロ島が出来、不衛生な河川、内潮となっている。地下水においても、農薬、電化製品の放棄、生活汚水等による化学反応、水質汚染によるウィルスの発生、人間の命も危ぶまれる。

3. (工事による環境阻害)

毎年、河川整備が行われ、（16年度 6件）及び砂利採集による、水質汚濁が長期に渡り河川、湖岸は流砂による生態系の阻害、漁業被害による損失は計り知れない。

4. (ダム保全管理と改善)

ダムの急放流による、やな漁業権施設、エリ漁業権施設の流出被害を受け、毎年同じ被害を繰り返し、放流ゴミの2次災害が発生、流木による漁船事故が再三起っている。

永源寺ダム 水管理はダムに流入する、汚泥、流木、ゴミの除去等、建設当初から保全義務を怠り、有効貯水量が不足している事実を認識せず、洪水、降雨量に対する負荷、ダムの機能低下している事実、水位、保全管理が不十分である。

20 吉田 忠史氏（兵庫県神戸市）

猪名川水系ダム計画について

台風23号は記録的な降雨と洪水により、各地で堤防が決壊し大きな被害が出た。その決壊原因は報道によると、円山川では無堤防や未整備堤防から越水し、外側から削られたり、カーブの下流では内側から削り取られ、弱くなっていた要因があり、洲本川では、降雨量が多く、ため池の決壊、支流ダムから8時間の放水などが水位を上げたことが要因となっている。

猪名川でも、合流点では、逆流を起し、冠水被害が出ている。

後川ダム計画について、雨量の見直しにより、治水目的のみで設けられるのであれば、貯水量が規模内であれば効果もあるが、100年以内の大洪水に対しては治水効果に限界がある。ダム計画を優先し、河川改修を遅らせるより、河川改修とくに堤防整備の完成を急ぐべきである。

修復工法としては、完成堤防を整備するとともに、カーブ地点は外側へ堤防を二重に建設し、越水しても用水路を確保し、調整機能を持たせる防水林をつくることにより、河川の自然環境が保全され堤防の決壊が回避される可能性は高い。

21 永末 博幸氏（滋賀県守山市）

041116版 ダムWG報告（案）に対する意見

①ダムに対して自虐的というか、意図的というか、偏見的記述となっており、公平な立場での論述ではないように思える。②大規模構造物の建設や大規模開発は、ダムに限らず自然環境にとっては不可逆的で負の影響を及ぼす。事業効果との対比から選択されるべき。③ダムの事業効果を余りにも過小評価している。ダムほど下流全般に対して治水効果が及ぶ施設は他にはあるまいに。④対象洪水として「実績降雨による既往最大洪水」に拘って

いるが、これは既往洪水の災害復旧的発想であり予防的思想に欠ける。最近の洪水は過去に前例のない現象がいろんな地域で生起している。ダムの場合は短期的な発想ではなく100年、200年といった長期的観点から位置づけすべき。⑤検討中のダムは長年にわたり検討され地元住民等関係者の理解と協力によって進捗している。一部の計画変更はあるとしても、むしろ一日も早く完成させることが行政の責務である。

22 酒井 隆氏（京都市）

提言

＜治水にダムは無用＞

今年も各地で、異常気象による激甚な水害が発生しました。

その原因を探ると多くの共通点が見いだされます。

1. 想定規模を超えた豪雨に対しては、ダムは無力どころか、大きな災害をもたらすものである。
2. これらの災害は、ダムに依存してきた体質が、河道整備を遅らせたことに起因することである。
3. 森林荒廃が、保水力の低下をもたらし、併せて、流木による水害被害を拡大した。
4. これらの洪水被害で、構造において欠陥のある堤防が各地に存在し、それが破堤を引き起こし、甚大な被害をもたらした。

これらの事実を河川整備計画において、基本とすべきである。

よって次のことを河川行政のあり方として提言する。

- 1) 森林整備を公共事業として、推進すること。
- 2) ダムを前提としない河道計画を立て、早急に実現すること。
- 3) 堤防を総点検し、その問題箇所の強化工事を速やかに実施すること。
- 4) 膨大なダム建設予算を、河道整備、森林整備に置き換えること。
- 5) 住民主体で、遊水池や霞堤などの地域の特性に対応した洪水対策をとること。

23 東野 更正氏（滋賀県伊香郡余呉町）

報告案の検討方針には検討の中心課題とテーマが指摘されていると思うが、何を最重視するかによって、ダムの可否が決定されることになる。検討の前提が「ダムありき」で、ダムの問題点を消去していくような検討では、検討時間の浪費になる。

検討にあたっては、徹底的な「科学的追求・調査と調査結果の情報公開」により、国民的なコンセンサスがえられるようにするべきである。これまでの資料によると、調査の不十分さ、それぞれの専門家を動員したものとは受け取れないものがある。琵琶湖の汚染、酸欠にしても、調査には更に詳しい調査方法を駆使すべきだったと思う。その点からも、

専門家の動員が欠けていたのではないか。調査結果について、学会などの評価を受けるべきである。

丹生ダムについては、柳が瀬活断層のことについて、詳しい検討結果が出されていない。当分は心配ない程度の説明では、詳しい調査の検討結果とは言えない。
慎重な検討を望む。

24 近藤 ゆり子氏（岐阜県大垣市）

ダムは要らないー特に水資源機構ダムに関しての意見ー

1. 治水にダムは無用・・・「提言」

まず、10月30日-31日、香川県小豆郡内海町で開催された、「水源開発問題全国連絡会第11回総会」及び「小豆島『海と山』からの水害を考える全国集会」（参加者50名）の満場一致で採択された提言を載せる。

全国各地の水害の現地からの報告を受けて討論し、作成したもので、各地で普遍的に「通用」するものである。

提言＜治水にダムは無用＞

今年も各地で、異常降雨による激甚な水害が発生しました。

その原因を探ると多くの共通点が見いだされます。

1. 想定規模を超えた豪雨に対しては、ダムは無力どころか、大きな災害をもたらすものである。
2. これらの災害は、ダムに依存してきた体質が、河道整備を遅らせたことに起因することである。
3. 森林の荒廃が、保水力の低下をもたらし、併せて、流木による水害被害を拡大した。
4. これらの洪水被害で、構造において欠陥のある堤防が各地に存在し、それが破堤を引き起こし、甚大な被害をもたらした。

これらの事実を河川整備計画において、基本とすべきである。

よって次のことを河川行政のあり方として提言する。

- 1) 森林整備を公共事業として、推進すること。
- 2) ダムを前提としない河道計画を立て、早急にそれを実現すること
- 3) 堤防を総点検し、その問題箇所の強化工事を速やかに実施すること
- 4) 膨大なダム建設予算を、河道整備、森林整備に置き換えること。
- 5) 住民主体で、遊水地や霞堤などの地域の特性に対応した洪水対策をとること。

水源開発問題全国連絡会 第11回総会参加者一同
小豆島『海と山』からの水害を考える全国集会参加者一同

2004年10月31日

・・・・・・・・・・・・

2. なぜ撤退新ルールは動き出さないのか？

—その理由は闇か—

水資源機構が事業者となっている丹生ダム・川上ダムにおいては、「利水」は絶対的条件である（水資源促進法第1条・第12条／独立行政法人水資源機構法第12条1号／旧水資源開発公団法第18条）。もし利水抜きでもダムを作る、ということなら事業計画の根本（特に事業者）を変えなくてはならない。このことについては、既に意見書を提出した（04.10.04 ダムWGへの意見書）。

03年7月18日の閣議決定（HPでは24日になっている。18日の夕方に「閣議決定をしたか、しないか」をしつこく問い合わせたのでこの食い違いは「面白い」。ヤマほどの訂正事項が出たから、ということらしい）で、「独立法人水資源機構法施行令」が成立了。その第18条～42条までを俗に「撤退（新）ルール」と言っている。1961年制定の水資源開発促進法は、その名の通り、水資源開発を促進する=水資源開発公団がせっせと水資源開発を行う=ダムを作るための法律である。この法を基本とする法令群は、その時点まで利水者がダム事業から撤退することを全く想定していなかった。その結果、「ダム事業から撤退したら途方もない請求書が来る」と暗にダム推進側から利水者に脅しがかかっていた、という側面は否めない。これを「撤退しやすいものにするためのルール」が「撤退ルール」である、と国土交通省は説明している（03.8.11-12）。

03年8月19日の日経新聞は「大阪府は国土交通省が計画中の丹生ダム（余呉町）大戸川（大津市）の2事業から撤退する方針を固めた。」と報じ、さらに翌20日の日経新聞には「神戸市と兵庫県尼崎、西宮、芦屋各市に水道水を供給する阪神水道企業団（神戸市）は19日までに、水資源開発公団が計画中の丹生ダム（余呉町）と国土交通省の余野川ダム（箕面市）から撤退すると同省に伝えたことを明らかにした」とある。

03年9月2日に国交省河川局に問い合わせをした。

<近藤質問>

フルプラン改定時でもない、事業費増額変更でもないときに、利水者の撤退請求は、どのようになされるのか？

<国交省河川局治水課補佐の回答>

ア. 利水者から水機構（水公団）に撤退の意思表明を記した公文書が届けば

イ. 水機構（水公団）は速やかに事業関係者（主務省及び他の利水者）に連絡をし、事業関係者の協議に付す

ウ. フルプラン変更、事業実施計画変更に向けた手続きに入る

大々的に報じられた「撤退の方針」が覆るような報道はなされていない。近畿地整は「精査・確認」と称してきたが、上記報道以降だけでも1年数ヶ月の経とうとしている。利水者の撤退意思を明らかにする「公文書」が未だ発せられていないのなら、それはそれでまさに早期に「確認」する必要があるはずである。それを怠ったまま、今日に至っていることを、厳しく批判せざるを得ない。

「工事の新たな段階には入らない」とはいうものの、丹生ダム・川上ダムには毎年お金が注ぎ込まれている。時が経てば、より撤退しにくくなるのである。既成事実の積み上げによって、なおダムを推進しようとする側に手を貸していると言われても仕方のない対応である。

大阪府などの利水者が撤退ルールを動き出させるための手続きをしない本当の理由は少しも分からぬ。説明できない不思議な「理由」があるとしか考えられない。

水機構ダムには、多くの国税が注ぎ込まれるのである。他地域の人間としても、座視できない。

3. 「ダムで利水安全度の向上」というのは数字のマジックにすぎない —淀川水系流域委員会の全課程を無にしてはならない—

04年6月15日に全部変更された木曽川フルプラン（木曽川水系水資源開発基本計画：国土審議会水資源開発分科会の審議（霞ヶ関の非公開の審議）を経て閣議決定）では、「施設実力調査」という数字のマジックが使われた。木曽川水系では、1977年完成の岩屋ダムの水すら使い切れていない、長良川河口堰の水は丸余り、という状態である。少しずつ過大な予測（人口、家庭用水原単位、有効率、果ては利用率など）を積み上げても、どうしても「徳山ダムが要る」というところまで架空の水需要は創り出せない。そこで持ち出したのが「現在ある水源施設は公称の水供給が出来ない・・実力が低い」という「施設実力調査」である。岩屋ダムはとうとう「実力44%」ということになってしまい、「今までの水源施設では、確保したはずの水を補給できない」ということで「新たな水源が要る＝徳山ダムが要る」とした。

「当初の計画当時に比して流況が変化した」ことは事実であり、見直しをすることそのものは悪いことではない。しかし「岩屋ダムの実力は44%：確保した水量の44%しか供給できない」という議論は、余りにも乱暴であり、「ためにする議論」である。（詳しくは「徳山ダム建設中止を求める会・事務局」HP：<http://tokuyama-dam.cside.com/> 内の「検証論文『岩屋ダムの施設実力調査結果の検討』在間正史弁護士」 参照）

国土審議会水資源開発分科会淀川部会は、第2回（02年10月31日）以来止まつたままである。密室のフルプラン部会で、上記のようなマジックを使って、「ダムは必要だ」ということになるならば、この間の淀川水系流域委員会を無にすることになる。そんなことを許してはならない。

4. ダム湛水による誘発地震の懸念に対する回答がない —ダム建設を進めてはならない—

1995年参議院環境特別委員会、1996年参議院建設委員会での大渕絹子議員の質問=「丹生ダムで湛水をしたら誘発地震を引き起こすのではないか？」に対して、国交省及び水機構は未だまともな回答をしていない。

ダム湛水が地震を誘発することは「地震学界の常識」である（その規模や誘発のシステムについては、様々な議論が仮説として存在する）。

大きな災害となった1984年の長野県西部地震は、牧尾ダムの湛水が誘発したのではないか？ これは一つの仮説であるが、今や地震学会の権威となっている〇氏の提起した仮説であり、単なる妄言ではない。〇氏ご自身は、今なお検証されるべき課題として残っている、と明言しておられる。

20年もの間、検証すべき機会はあったはずなのに、国交省も水機構も調査・研究を怠ってきた。多くの人命と財産に関わる事柄である。「湛水してみなくては分からない」で良いのだろうか？ 奈良県の大滝ダムでは住民側が再三指摘したとおり、大規模な地滑りが発生したではないか？ ダム建設に都合の良い意見だけを取り上げて「専門家が大丈夫だと言っている」という類の誤魔化しはもうやめて欲しい。

たとえ時間がかかるても「ダム湛水と誘発地震」の関係の調査・研究はしっかりと行われなくてはならない。活断層の上に140mもの水を貯めても大丈夫か？ 懸念に答えるだけの研究が積み重ねられない限り、ダム建設は進めてはならない。

・・・・・・・・・

淀川水系流域委員会は、02年5月の「中間とりまとめ」、（若干後退したとはいえ）03年1月の「提言」の、ダムについての画期的な「認識の線」を崩してはならない。

付言1：この10月になって「ダムを作らないとなると治水安全度を下げるうことになり、流域住民に対して責任が持てるか不安」などという発言をする委員の存在に驚いた。いかに善意であろうとも、委員に委嘱された責任というものがある。

「不勉強」（これまで長い間、手当を貰いながら何を学習して来たのだ！）、「無責任」（「中間取りまとめ」「提言」のときは、何も考えずにサインしていたのか？）の誹りを免れない。

付言2：国土審議会水資源開発分科会で大きな発言権を持ちながら、開かれた委員会である淀川水系流域委員会では、ほとんど何の発言しないで来た委員の存在は許し難い。

「利水安全度向上のためにダムが要る」というのが学問的良心に基づく見解であるなら、近畿地整に対して「水需要の精査・確認」を急がせ、その結果を得て、早い段階で堂々と持論を述べるべき立場にあるはずである。

水需要・利水の論議をここまで遅らせたのには「魂胆」があるー時間稼ぎーとしか思え

ない。学者としての良心を強く疑う。

25 薮田 秀雄氏（京都府宇治市）

天ヶ瀬ダム再開発と関連計画についての意見

1、天ヶ瀬ダム再開発の目的は、治水、利水、発電とされている。京都府は11月16日の府議会答弁で、暫定水利権0.3m³を放棄すると水利権の一部放棄の方針を明らかにした。天ヶ瀬ダム再開発に関する毎秒0.6m³の暫定水利権について精査が必要である。利水が天ヶ瀬ダム再開発の主たる目的とはなりえない。治水は淀川・宇治川の洪水調節、琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減が目的として上げられているが、毎秒1500m³放流が琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減に及ぼす効果については検証されておらず、疑問がある。琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減の対策は、被害の実態と予測にもとづく直接的に有効な対策の検討と実施が求められる。

琵琶湖の環境を改善するためには琵琶湖の水位を自然の状態に戻す必要があることは理解できる。しかし、河川管理者が、操作規則の見直しを行うという結論が出ていない中で、琵琶湖の環境改善のためには琵琶湖からの放流量の増大が必要であるという結論だけが先行することは理解できない。

2、琵琶湖後期放流に対応する天ヶ瀬ダム再開発と宇治川塔の島地区の河道掘削が計画されている。

宇治市は宇治市都市景観形成基本計画で、世界遺産である平等院と宇治上神社とその間を流れる宇治川流域を宇治市民のシンボル景観と決定し、これを保全し後世に継承することを決定した。

したがって、宇治川の景観の中でも心臓部である塔の島地区の歴史的景観を根幹から破壊する計画は容認できない。毎秒1500m³放流そのものを見直すべきである。どうしても1500m³流すのであれば、歴史的景観を守るために天ヶ瀬ダムからJR鉄橋下流までのトンネルを検討すべきである。

3、天ヶ瀬ダム再開発、宇治川塔の島地区の河道掘削を前提とした5つの関連工事（塔の島と橘島の東半分の削減、塔の川の締切堤設置、天ヶ瀬吊り橋から塔の川への導水管敷設、亀石周辺の護岸工事、宇治橋左岸上流の埋め立て）が住民意見を無視して実施された結果、重大な人命への危機、景観破壊・環境破壊を引き起こしている。これらは改正河川法の精神から見ても是正されるべきものであり、すみやかに景観・環境の修復を図る必要がある。この場合、地元住民の意見を尊重すべきである。景観をとりもどし、子どもたちが遊べる宇治川を取り戻すことが私たちの願いである。

041116 版 ダムWG報告（案）に対する意見

- ①ダムは必要：（イ）水を貯める施設はダム以外にあるだろうか。“池の文化”を創造したため池も、もとは水の無い所にダムを造ったもので、かけがえのない貴重価値のある生物などがなければ必要なダムは造る。（ロ）ダムは調査から施設完了までに長期間要するので、100年以上の将来を考慮すべきである。（ハ）雪は天然のダムです。近年の降雪量の減少対策として融雪水を貯めるダムを造る。
- ②気象変化：最近の気象変動は、非常に激しくなってきている。この傾向は今後益々顕在化するといわれている。事業中のダムについても考慮する必要性がある。
- ③今後の水確保：21世紀は水の世紀といわれている。利水で現施設での水需要を管理するのは当然ですが、農業用水を含めた水利用の将来も目標の中に入れるべきと考えられます。
- ④事業中のダムは地元住民の理解と協力が得られています。行政に対する信頼を継続するためにも、早急な事業の進捗を図ることが得策である。

利水の具体的目標は過大

提案：既往最大渴水に対して、都市用水の取水制限最大30%までに留める。

ダムWGの検討方針につき、「利水の具体的目標」に関するここと以外は賛成であるが、「利水の具体的目標」は過大である。

理由は次の通りである。

琵琶湖の水位を異常渴水時でもマイナス150cmまでに留めることを認めるとなれば、都市用水について最大30%程度の取水制限は必要と考えられる。

30%の取水制限をした場合でも、多くは断水までは回避されると予想されているが、地域によっては断水の発生も考えられる。これは、基本的には水道事業者の設備のレベル、設備のリスク対応度による。一部地域の断水は取水制限に起因する面があるが、一方水道事業者の設備面でのリスク対応の問題である。水は取水制限によって減っているものの、まだ70%は残っているである。

利水目標を「・・・都市用水の断水を回避する」とすることは、水道事業者のリスク対応の責任までも水の供給側が負担することになり過大である。よって、表題の提案をいたしました次第です。

28 佐治 行雄氏（三重県伊賀市）

ダム WG 報告（案）に対する意見

過去何回かの住民対話意見交換会において私共小田地区民は悲痛な訴えを叫びつづけてまいりました。岩倉峡がせきとなって大雨のたびに青山方面から流れてくる大量の雨水が氾濫し、逆流する危険に絶えずさらされているのが現状です。

岩倉峡の開削さえ出来れば川上ダムは必要がない。しかし、淀川下流が開削に反対している事も我々は承知しています。過去の話し合いの中で岩倉峡の開削は出来ないが、青山に川上ダムを建設する事で木津川の水量調節は可能だと呼びかけてきたのは国土交通省（建設省）ではなかったでしょうか。

度重なる大水害で困り果てた私共は藁をも縋る思いで國の方針を受け入れ、そして広大な田畠を遊水地（地益権設定）として協力したではありませんか。

ここに来て、もし川上ダムの建設が見直されるとなると、明らかな約束違反であり、我々を騙したと言っても過言ではありません。

私たちはこれ以上の犠牲を強いる事は許せない。自然環境を守り大切にする事は理解できるが、大災害を未然に防止する事の施策はもっと大事であると思います。治水面においても利水面においても川上ダムが必要です。どうか私共の心情をご理解下さいますよう伏してお願い申し上げます。

29 金屋敷忠儀氏（兵庫県神戸市）

5 ダムに就いての意見

治水対策は既往最大出水を対象にすれば足りるとの意見があるようだが、既往最大は今回の円山川出水の例を見るまでも無く、行政施策としては、適当でない。

大戸川ダム 天ヶ瀬ダム貯水池の補完容量として必要。宇治川の洪水疎通能力は簡単には増大出来ない。

大戸川流域の山腹砂防事業は、ヤシャブシの保育作業採用によって成果を挙げ、複相林になり土砂生産は落ち着いてきている。生態系も多様化してきている。

信楽地区は付け替え道路によって大津と直結する。ダム築造による生態系の影響は少ない。元大鳥居住民は移転地での生活に満足し、事業の中止を懸念している。

天ヶ瀬ダム再開発 琵琶湖の後期放流量を安全に流下させる為に、南郷下流瀬田川拡幅、宇治川改修の促進と相俟って早急に実施すべきである。

丹生ダム 高時川、姉川は天井川である。丹生ダムの築造によって安心して平地河川に改修する事が出来る。錯綜している農業用水事情を改善できる。琵琶湖の水位管理上もメリットがある。関係住民も完成を希望している。

川上ダム 岩倉峡は天与の条件であり、木津川の安全性を考慮すれば開削できない。上野盆地の治水対策として遊水地と共に必要である。

余野川ダム 猪名川流域は都市化が進展しているにも拘らず、安全性は低い。治水対策として実施すべきである。

猪名川では、この問題とは別に多田盆地対策が緊急且つ必須である。銀橋上流の狭窄部の多田院は極最近までは出水の度に冠水していたが、暫らく出水が無かった現在は人家、商店などが密集しており、現有の一庫ダムだけでは対応できない。これ等の人家を立ち退かせるか、上流ダム及び遊水地で洪水被害を軽減するか、いずれがより現実的な対策であるか。ダム無用を原則とするのは適当でない。選択肢の一つとして考えるべきである。

PS 400字以内で原則論以外に何が書けるか、この意見聴取提案者は考えるべきである。

30 鈴木 秀利氏（東京都板橋区）

淀川流域委員会 ダムWG報告(案)への意見

1. ダム以外の方法を検討する場合には既に水没移転をしているダムもあり、住民感情も評価した検討をしていただきたい。方法の変更は当該地域の理解と協力を得ることが困難になると思われる。
2. 需要は規制などにより達成させられる可能性を持っているが、供給は自然現象を相手にするもので地球規模の気候変動が問題視されており、不安定なためより安定性を確保するためには備蓄が必要であると考える。

31 浜田 不二子氏（三重県伊賀市）

①川上ダム予定地とその上流域は室生・青山国定公園に隣接しています。

豊な自然の中に居住する者達は、川を汚さない暮らしを、いい伝えながら住み続けた善良な民でした。

しかし、戦後の激しい植林施策と、その後の衰退や都会資本による大型開発・国による公共事業という名の開発によって、里山に住む者たちの暮らしはズタズタにされました。

目先の経済効率を追い求めて来た結果です。

暮しがズタズタにされるのは、里山人だけではありません。豊な自然に、癒しを求めて休日をすごしたい人の出掛ける場所が減って来ています。

飲み水は、源流からすでに汚れているのです。ダムは環境破壊の源です。ダムは造らないでください。オオサンショウウオもいるし、オオタカも飛んでいるのを見ました。希少生物の生息地はそのまんま、手付かずにしておいて下さい。日本中の人たちが、出かけて来て癒される森だと思います。未来の子ども達のためにも、川上ダムは中止をして下さい。

②川上ダム目的の1つ「利水」について

水道利用権最終情報開示が遅れすぎである。淀川水系流域委員会の意見書作成まぎわにようやく出てくるらしい有様は、国交省の怠慢以外の何ものでもない。正々堂々と示せない権利だということだ。伊賀市民は今まで出ている試算からみると、たれ流し状態で水を民だといっているようなものであった。バカにするのもほどほどにしてもらいたい。ダムは必要ないということである。

32 坂森 嘉夫氏（三重県伊賀市）

川上ダムについて

私は川上ダム直下の伊賀市神戸地区の住民です。

木津川上流域には、ダムが無く、利水・治水に弱い河川で度々洪水被害を受けてきた。現治水計画は①上野遊水地②川上ダム③岩倉峡の開削である。そして上野遊水地、川上ダム、木津川上流河川改修（川上ダム有り）が1／100年洪水で進み、川上ダムも長年の努力と協力により数年後の完成まで進んでいる。

一方基礎案では、木津川下流域の改修が進まないため、当面の計画として①岩倉峡は開削しない②木津川上流域の改修は既往最大規模洪水（1／27年・流量約1／2）と治水安全度を大幅に下げた。

①については不満であるが理解できる。②の治水安全度の大幅な低下は、その後の計画も無く、地元民として当然反対である。岩倉峡の開削が出来るまでは、川上ダムを早期に完成し、川上ダムの容量で洪水を最大限貯留し木津川と淀川の洪水調整をすべきであろう。

今年の台風災害、異常洪水、九頭竜川の流量改定等をみると木津川の災害が近くまで来ている。川上ダムを一時も早く完成すべきである。

その他、川上ダムの環境問題（水質、土砂移動、生物等）について、ダムの位置、河川等より影響の小さいこと。また川上ダムの利水容量による名張川のダムの環境改善。温暖化による異常気象、洪水、渇水について話したい。

33 山田 明（三重県伊賀市）

意見書

阪神淡路大震災のことは忘れていないと思いますが、あの地震の原因のひとつが関西新空港と明石海峡大橋です。巨大な人工建造物を造り、その加重が付近の地盤にどのように影響を及ぼすかだれにも予測がつかない。机上で計算し安全であると想定したところで、あくまで想定であって、だれが絶対に安全であると保障するのでしょうか。

わたしはどこかにかならず影響ができるものと思っていましたが、それが最悪の事態になって多くの死傷者や損害を出しました。

現に今も既存のダムでも周辺に小さな地震が頻発に起きている所があります。川上ダム建設予定地ではダム本体の下に活断層が有り、この上に巨大なダムを造って安全だという保障はだれがしてくれるのでしょうか。又これから何百年と事が起きたときはだれが責任をとるのでしょうか。

私たちが考えなければならないことは、目先の事ではなく、これから将来私たちや私たちの子どもの事を視野にいれなければならないと思います。

自然を人間だけの都合で大きく改造したりするのでは無く、自然を有るがままに受け入れて、その恩恵を知恵でもって活用するべきです。

利水でも有り余るほどの水がいるでしょうか。中水利用や雨水利用もあります。まだまだやっていないことがあるのではないかでしょうか。まずはそれをやるのが先決ではないでしょうか。

治水もダム全体の一割程度しかフォロー出来ていないのですから、まだまだ知恵を出し合い、いろんな対策をとれば巨額な出費を押さえることができるはずです。

自然を一度大きく変えてしまえば、それを回復させるには何百年かかるかわかりません。それは自然界の調和が回復するのに何百年もかかるということであり、それはそのまま以前と同じに戻れるという保障もありません。そのしっぺ返しが必ず人間にもやってくるでしょう。

おろかな結果をまぬかないとために、今こそダム建設中止の決断をすべきです。

34 河田 耕作氏（奈良県磯城郡田原本町）

ダムWG報告（案）に関する意見

① 多目的ダムの基盤が既に崩壊の状態

1 丹生、大戸川、余野川ダムの計画実施（S50年代）の段階で利水者側の応募が無い状態で国費による用地補償、付帯工事を実施している等、施行者のダム建設への機

敏感の欠落、利水者側はその段階で予想していた事実

② ダムによる自然への影響について

1 S 5 7, ~S 6 1に掛けての新聞 朝日新聞「ダムはいま」 日本経済新聞「森と水の経済学」 雑誌「水問題の争点」等により指摘されている。

新しい問題ではなく、20年間論争されてきた問題である。その対応も展望も示す事すらない出来ない状況に至る。

③ 多目的ダム等の水利調整の困難性

すでにS 4 3発刊「河川水利調整論」で困難性が指摘されている。

現在稼働している多目的ダムが当初の計算通りの貯水水量を満たしていない。

④ 補償アセスメンの欠落による建設費の膨大化への無策

経済比較不可、環境コスト等の欠落の状況にある。

結論

案は、現実的な指示書に成っている。施行者自身では作れない案である。現実の多目的ダムの袋小路の現状を開拓する指示書と認識する次第です。

35 岡 秀郎 氏（大阪府大阪市）

ダムWG報告（案）については、「1. はじめに」および「2. 検討方針」の中で、従来からのダム建設の基本的な考え方などを改め、新たな理念と考え方、方針を打ち出されており、今後の治水・利水・環境保全の流れを生み出していくもの信じています。

5つのダムに関しては、天ヶ瀬ダム以外4つのダム事業は不要で中止するべきだと考えます。

その理由は、ダムだけに頼ることなく、河川計画は、山地から河口、そして河川流域全体の生態系に生かされる河川を目指すことが重要だからです。今後の河川づくりには、大規模な自然回復事業や、自然工法の拡充、治水面での堤防強化などの総合治水だけではなく、市街地における流出量の抑制、森林の再生などなど、性質・規模も様々な多様な施策を組み合わせて、環境の質量を増大させ、結果的に治水安全度を高めることになるという考え方方が、将来にわたっての在るべき河川をはぐくむことになるとを考えます。こうした考えからは、不要なダムは本当に必要が無くなっています。

36 松橋 和夫氏（滋賀県東浅井郡湖北町）

ダムWG報告（案）に対する「意見」

そもそも、丹生ダムは伊香・東浅井両郡民（特に高時川流域住民）が切実に必要としているのに、このダムWG作業部会は自然環境に対して負の影響として、回避をされているが、作業部会・淀川水系流域委員会とともに、実際に地元に住んでもおられないし、その水

で田んぼを作った事もないメンバーが「箱物公共事業」と言うだけで、反対ばかりしているのは地元住民しては憤りしか感じない。

森林に人の手が入らないようになって、木を伐採しないようになって余分な木が生い茂り、木の実が実らなくなつて里へ動物が下りてくるようになったのであって、工事期間中は確かに生態系に影響するが、一時的なものであつて 10 年もすれば元に戻る。これが自然である。

ダム建設と河川改修は同時に、また早急に着工頂きたい。

37 井上 哲也氏（滋賀県彦根市）

琵琶ダムはどうされますか？

枝葉のダムの精査、検討、評価を延々と繰り返し無駄な議論を行うより、琵琶ダム（琵琶湖総合開発）の事業評価をおこない古代湖をあたかも人工のダムのように水位を操る現行の瀬田川洗堰の操作規則の全面的な見直しが先ではないでしょうか。

昭和 47 年（1972 年）琵琶湖総合開発がスタートし、その際、琵琶湖の水位操作に関する取り決めがなされた。平成 4 年（1992 年）に利水事業が完了したのに伴い、琵琶湖淀川水系の水利用について、以前から協議決定されていた瀬田川洗堰の操作規則が適用され、琵琶湖の水位は人為的に決められている。この操作規則が適用された平成 4 年（1992 年）以降 琵琶湖湖岸の各地で湖岸侵食が、頻繁に報告されるようになった。湖岸侵食の原因として非洪水期高水位維持が指摘されているが、一向に操作規則の見直しはおこなわれず、土木工事による対症療法的な対策がとられ根本的な対策とはなっていない。平成 9 年改正された河川法（治水、利水、環境の総合的な河川整備）と整合性に欠ける現行 操作規則の見直しを提言する。（第 2 回 淀川水系流域委員会 参考資料 4 一般ご意見 参照）

最後に、貴委員会において 3 年前に現地視察をなされ水位操作が原因の 1 つである琵琶湖の湖岸崩壊を確認されたと存じますが、この 3 年間の間にも、根本原因を置き去りにした滋賀県によるマッチポンプの取り返しのつかない湖岸の修復（破壊？）計画は、進行しています。なお、琵琶湖の洪水の資料を検討されているようですが、琵琶湖の洪水では破堤による死傷者は出ません。また、私は湖岸より 50 m のとこに住んでいますが十分に逃げる時間はあります。